

会員細則

(平成19年6月22日制定、平成22年11月1日改定)

(目的)

第1条 本細則は、特定非営利活動法人 日本緩和医療学会（以下、「本法人」という）の定款に定められた事項のほか、本法人の会員（以下、「会員」という）に関し必要な事項を定める。

(権利)

第2条 会員は、次の各号に掲げる権利を有する。

- (1) 正会員 総会で議決する権利、代議員を選出する権利、学術大会で発表する権利、機関誌及び広報誌の配布を受ける権利
- (2) 賛助会員 機関誌及び広報誌の配布を受ける権利
- (3) 功労会員 学術大会で発表する権利、機関誌及び広報誌の配布を受ける権利
- (4) 名誉会員 学術大会で発表する権利、機関誌及び広報誌の配布を受ける権利

(入会日)

第3条 正会員及び賛助会員の入会日は、入会申込書を理事長が受理し、かつ当該年度の会費の納入が確認できた日とする。

(退会日)

第4条 会員の退会日は、退会届の退会年月日欄に記載してある日とする。ただし、退会日は退会届の提出日より遡ることはできない。

(資格の復活)

第5条 退会者は、退会日から1年以内に未納会費及び当該年度の会費を一括納入することにより、会員の資格を復活させることができる。ただし、会員資格復活年度の選挙権、被選挙権は停止される。

(代議員の役割)

第6条 代議員は、次に掲げる役割を果たす。

- (1) 理事会の諮問のあった事項、その他必要と認められる事項について助言すること
- (2) 代議員会で議決すること
- (3) 理事選出のための選挙における候補者となること
- (4) 名誉会員又は功労会員を推薦すること

(細則の変更)

第7条 本細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。